

議員案第2号

インボイス制度の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

た ゆ 久 貴

## インボイス制度の廃止を求める意見書

政府が、消費税のインボイス（適格請求書）制度を導入して、1年余りが経過した。

現場では、新たな税負担、免税事業者の排除、複雑な制度による膨大な事務など小規模事業者やフリーランスに多大な影響を与えていた。営業と暮らしに負担を強いいるインボイス制度の廃止はまさに死活問題と言わざるを得ない。

業者間の取引でインボイスがないと、仕入れ分の消費税を差し引くことができなくなった。インボイスは課税事業者でないと発行ができず、年間売上高1,000万円以下の免税事業者は、課税事業者になってインボイス登録をすることを迫られる事態となっている。財務省の試算では、免税事業者の年間粗利益は平均154万円で、課税事業者になった場合、15万円の消費税負担が生じるとされている。

インボイス制度により、これまで納税を免除されていた零細事業者やフリーランスが課税されることで新たに生じる消費税収入は、2024年度で約1,700億円。導入から3年間は消費税納税額を2割とするなど負担を軽減する時限措置があるが、段階的に縮小されるため、事業者の消費税の負担は更に重くなっていく。税率を変えない事実上の消費税増税と指摘されている。

市民団体が、制度開始後初の確定申告を受けて実施したアンケート調査には、2週間で7,000人超が回答し、全回答者の9割超がインボイス制度にデメリットを感じており、制度の見直しや中止を求めていた。消費税の負担感について、インボイス登録事業者の6割が「負担軽減措置終了後のめどが立たない」、「負担が大きく、事業が成り立たなくなりそうだ」と回答している。また、免税事業者の4割超が、制度開始後に重要な取引先からの値引き・発注量の減少など、なんらかの不利益を被っていることが明らかになった。

インボイス制度は、物価高騰のもと、零細事業者やフリーランスとして働く人達に深刻な負担増をもたらし、多数を廃業の危機に追い込むことになりかねない。

また、政府はインボイス制度実施の理由について「複数税率のもとで適正な課税を実現するため」と説明してきた。しかし、OECD（経済協力開発機構）の調査報告書では、想定される消費税（付加価値税）収と実際に徴収された税収を比較する徴収効率は、帳簿方式の日本がインボイス方式のドイツ、フランス、イギリスよりも高く、第4位となっている。根拠のない説明で国民を欺いてきた政府の責任は重大である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、インボイス制度の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
経済産業大臣 様

議員案第3号

ガバメントクラウドとデータ主権及び経済安全保障に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

小金井市議会議員

清水がく

斎藤康夫

## ガバメントクラウドとデータ主権及び経済安全保障に関する意見書

令和6年12月24日、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律が成立した。衆参両院では、「ガバメントクラウドが海外企業のクラウドサービスに依存している現状について、データ主権及び経済安全保障の観点から懸念が示されていることを踏まえ、ガバメントクラウドの要件を満たす日本企業のクラウドサービス提供事業者を育成するための方策を早急に講ずること。また、地方公共団体に対して、日本企業のクラウドサービスも含めて各社のクラウドサービスの特徴を情報提供するなど、利用機会の拡大に向けた措置を講ずること」との趣旨の附帯決議が付された。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 地方自治体に対して外国のクラウドサービス企業（以下「CSP」という。）以外の選択肢を提供するため、政府は日本企業のCSPに対する支援や補助制度を講じること。
- 2 地方自治体がガバメントクラウドに移行する場合には「デジタル基盤改革支援補助金」が支給されるが、地方自治体が自前のデータセンターでデータ管理を継続するなど、オンプレミス継続の場合には補助金は支給されない。このため、多くの地方自治体が事実上、外国企業のCSPが提供するクラウドサービスへの移行を余儀なくされる状況にある。よって、地方自治体に対して、オンプレミス継続の場合に補助金を支給すること。また、データ主権や経済安全保障の観点から附帯決議が付されていることを踏まえ、日本企業のCSP育成が進むまで、オンプレミス継続を支援する施策を講ずること。
- 3 地方自治体のクラウドロックインを回避するため、一度CSPを選択した後に、他のCSPへ見直す機会を設けることについて、政府は費用助成などの措置を講ずること。
- 4 1,700を超える全国の地方自治体を、同時期にガバメントクラウドに移行されることにより、需要過多によるベンダーの対応困難、デジタル人材不足、価格の高騰などの問題が生じている。政府は、これらの問題に対し、何らかの対策を講ずること。
- 5 デジタル庁が一括してCSPに支払うガバメントクラウドの利用料について、今後5年間にわたる総額の見通し及びその算出方法について具体的に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
デジタル大臣様

議員案第4号

都議会自民党をはじめ地方議会を含む裏金づくりの真相解明と企業・団体献金禁止の法制化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年2月27日提出

小金井市議会議員

岸田正義  
安田けいこ  
水上洋志  
片山かおる

都議会自民党をはじめ地方議会を含む裏金づくりの真相解明と企業・団体献金禁止の法制化を求める意見書

東京都議会の自民党会派「都議会自民党」が政治資金パーティー収入など計約3,500万円を会派の政治資金収支報告書に記載しなかったとして、東京簡易裁判所は、会派の会計担当に対し、政治資金規正法違反（虚偽記載）の罪で罰金100万円、公民権停止3年の略式命令を出した。

虚偽記載は、所属都議に1人当たり100枚のパーティー券（額面1枚2万円）計200万円分を配布しながら、100万円分を会派に納めればよいとして、残額を収支報告書に記載せず各都議の手元に残す「中抜き」を認めていたというもので、自民党安倍派のやり方よりも更に酷い内容である。

都議会自民党は1月23日の会見で、政治資金収支報告書に不記載があった都議らは26人で、総額は2,873万円であったと発表した。現職の所属議員30人のうち、半数以上の16人に不記載があった。裏金づくりの経緯などは、この日の会見でも明らかにならなかった。出席した都議からは「慣例としてやっていた」と述べるにとどまっていることが報道されている。裏金づくりが常態化していたことが浮かび上がった。都民の不信感は深まるばかりである。

森山裕自民党幹事長は22道府県連でパーティー券収入の議員側への還流があったと明らかにした。いずれも収支報告書に適正に記載されているということだが、たった1週間の調査で解明できたと言えるのか疑問の声が上がっている。

裏金づくりは、「民主政治の健全な発達に寄与」することを目的にした政治資金規正法の根本精神を蹂躪するものである。自民党は裏金づくりが、誰が、いつから、何のために行い、どれだけの議員が関与し、何に使ったのかについて、国政・地方政治全体で明らかにする政治責任を自覚すべきである。裏金づくりの原資となった企業・団体によるパーティー券購入は、形を変えた企業・団体献金そのものであることは明らかである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、国会議員のみならず、都議会自民党をはじめ地方議会についても裏金づくりの真相を解明するとともに、改めて企業・団体献金の全面禁止の法制化を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
法務大臣様

議員案第 5 号

国民健康保険料（税）の負担軽減のために国庫負担を増やすことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

水 上 洋 志

片 山 かおる

国民健康保険料（税）の負担軽減のために国庫負担を増やすことを求める意見書

国民健康保険料（税）の値上げをする自治体が増え、ますます激しさを増している。2024年度の全国の国民健康保険料（税）率の改定で、年収400万円の4人世帯のモデルで計算した国保料が、国保の保険者である全国1,736自治体（区市町村と一部の広域連合）の39%に当たる677自治体で値上げとなっている。物価高騰で苦しむ家計に、更に追い打ちをかける状況である。

国保料値上げの背景には政府が2018年度に国保の「都道府県化」を強行したことがある。区市町村が単独で運営してきた国保財政を都道府県と区市町村との共同運営に変え、その結果、都道府県が値上げを進めさせることになっている。多くの区市町村が、国保料の負担抑制のため、独自に一般会計から国保財政への繰り入れなどの財政措置をしていたが、それは政府が都道府県を通じてこうした独自措置を打ち切るよう求めているからである。

国保料の値上げは、自営業者や年金生活者、非正規労働者など、国保に加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子育て支援に逆行する。国保加入者2,400万人の約8%は18歳以下の子どもで、子育て世帯に重い保険料負担がかかる。被雇用者の健康保険では、子どもなどの扶養家族が何人いても保険料は変わらないが、国保の場合は家族の人数に応じてかかる「均等割」があるため、子どもが多いと国保料が高くなる。

国保の加入者は自営業者や年金生活者や非正規労働者など所得の低い層が多数を占めるよう変わってきていることに加え、保険料は被用者保険と比べて著しく高く、特に子育て世帯の負担が重い。加入者の負担だけでは制度を維持できない構造的な問題を抱えている。

全国知事会や全国市長会も国に1兆円の財政支援を求めており、「均等割」を廃止するなど、高すぎる国保料引下げのために国庫負担の増額が必要である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、国民健康保険料（税）の負担軽減のために国庫負担を増やすことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
厚生労働大臣様

議員案第 6 号

新庁舎等建設工事の入札は一時中断し、計画の抜本的な見直しと早期建設を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男  
た ゆ 久 貴  
水 上 洋 志  
渡 辺 大 三  
高 木 章 成  
片 山 かおる  
森 戸 よう子

<

## 新庁舎等建設工事の入札は一時中断し、計画の抜本的な見直しと早期建設を求める決議

小金井市は、1月16日から2月18日まで新庁舎・(仮称)新福祉会館建設工事に係る制限付一般競争入札(総合評価方式)を実施したが、応札する事業者はなく、中止したことを市議会に報告した。

また、過日の「庁舎等建設及び公共施設マネジメント推進調査特別委員会」において、今後、予定価格を変更しないで再公告を実施することを明らかにした。全国的にも建設資材の高騰により、入札金額を上回り、不調に終わっているケースが少くない。都内の自治体でも建設工事費が2倍に跳ね上がっている状況がある。他市では、建設工事費を抑えるために計画の見直しを行っている。

しかし、小金井市の場合、応札業者がいなかつたという深刻な事態である。十分に検討もせずに再公告するのではなく、建設工事費や設計内容に問題はないのか、原因を調査する必要がある。

また、建設工事費を増やすとなれば財源の問題も検討しなければならないが、新庁舎等建設の起債は、ほぼ限度額を使っており、一般財源から捻出する以外にない。現在の設計に固執し、突き進んでいけば、市民生活に回す財源が枯渇することは明らかであり、スケジュールは遅れるばかりである。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、新庁舎等建設工事の入札の一時中断と、計画の抜本的な見直し及び早期建設を求めるものである。

以上、決議する。

令和7年 月 日

小金井市議会

議員案第7号

優先整備路線2路線問題に係る市政の混乱を踏まえ、白井亨市長に対し、その責任を厳しく問うと同時に、自ら出処進退を明らかにすることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

小金井市議会議員

河野 麻美  
吹春 やすたか  
岸田 正義  
沖浦 あつし  
安田 けいこ  
坂井 えつ子  
遠藤 百合子  
鈴木 成夫  
村山 ひでき  
古畑 俊男  
たゆ 久貴  
水上 洋志  
渡辺 大三  
高木 章成  
片山 かおる  
森戸 よう子

優先整備路線2路線問題に係る市政の混乱を踏まえ、白井亭市長に対し、その責任を厳しく問うと同時に、自ら出處進退を明らかにすることを求める決議

本年2月17日、市長は、市議会本会議において市長報告（「優先整備路線の検証及び総合的判断について」）を行った。また、市長は、当該市長報告の内容に関する市民説明会を3月8日及び11日に開催するとして、市報こがねい、市役所ホームページで市民に幅広く案内した。

当該総合的判断の3・4・11号線に関する記述は、市長選挙での公約に違背する内容であり、市長は支援者等に謝罪した。

しかし事態は一変し、3月4日、市長は、市議会本会議において、先の市長報告と総合的判断を撤回することを表明するに至った。本市において市長報告の撤回は過去に事例が確認できない事態である。既に案内済みの市民説明会も急遽中止することになった。また、この3月末までに東京都に提出するとしていた要望書についても無期延期となった。

言うまでもなく、市議会本会議での市長報告は、市政の重要課題についての市長の政策判断を内外に示すものであって、極めて重みがあるものであり、すべての調整を遺漏なく済ませ、万全を期した状態で行うべきものである。軽々しく行うべきものでも、軽々しく撤回するべきものでもないのは当然のことである。

撤回の原因は、総合的判断を行うに当たって考慮したとする自然環境の専門家の意見の引用を本人に無断で行ったことにあり、本人からも厳重な抗議の指摘がなされており、行政の長としてあるまじき行為である。

総合的判断を含む市長報告の前代未聞の撤回、告知したばかりの市民説明会の中止、市民と議会への約束だった東京都への要望書提出の不履行など一連の市政の混乱により、優先整備2路線への賛否にかかわらず、数多くの市民、数多くの議員が市長の言動への不信を強める結果を招いている。

「信なくば立たず」。市政は市民からの信頼なくして成り立つものではない。

よって、小金井市議会は、白井亭市長は市長としての資質に著しく欠け、その職にふさわしくなく、辞職に値すべきものと判断し、白井亭市長に対し、その責任を厳しく問うと同時に、自ら出處進退を明らかにすることを求めるものである。

以上、決議する。

令和7年 月 日

小金井市議会

議員案第8号

小金井市議会基本条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年3月6日提出

小金井市議会議員

岸田正義  
清水がく  
水谷たかこ  
安田けいこ  
坂井えつ子  
五十嵐京子  
斎藤康夫  
水上洋志  
小林正樹  
片山かおる

(提案理由)

小金井市議会基本条例に規定された各条文を検証し、議会自らが行う活動が条文の目的を達成しているのか議論を重ねた検証結果を踏まえ、本案を提出するものであります。

## 小金井市議会基本条例の一部を改正する条例

小金井市議会基本条例（平成28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条—第12条」を「第9条—第13条」に、「第13条—第16条」を「第14条—第17条」に、「第17条—第20条」を「第18条—第21条」に、「第21条・第22条」を「第22条・第23条」に、「第23条・第24条」を「第24条・第25条」に、「第25条」を「第26条」に改める。

第25条を第26条とする。

第7章中第24条を第25条とする。

第23条中「一般選挙を経た」を「議員の」に改め、第7章中同条を第24条とする。

第6章中第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第5章中第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第4章中第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章中第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（議会の環境整備及び合理的な配慮）

第4条 議会は、全ての議員が個々の状況や特性を認め合い、議会活動できる環境整備に努める。

2 議会は、多様性を尊重し、次に掲げる合理的な配慮を行うものとする。

- (1) 合理的な配慮を要する議員本人の意思を尊重した適切な対応
- (2) 市民の参加を妨げる社会的障壁等の除去

## 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

2 小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

## 小金井市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

目次	改正条例	現行条例	備考
前文	省略	省略	目次の整備
第1章 議会及び議員の活動原則 (第3条—第8条)	議会及び議員の活動原則 (第3条—第7条)	議会及び議員の活動原則 (第8条—第12条)	目次の整備
市民と議会の関係 (第9条—第13条)	市民と議会の関係 (第13条—第16条)	市民と議会の関係 (第13条—第16条)	
市長と議会の関係 (第14条—第17条)	市長と議会の関係 (第14条—第17条)	市長と議会の関係 (第14条—第17条)	
政策立案に関する調査及び研修 (第18条—第21条)	政策立案に関する調査及び研修 (第17条—第20条)	政策立案に関する調査及び研修 (第17条—第22条)	
委任 (第26条)	委任 (第25条)	委任 (第25条)	
付則	(議会の環境整備及び合理的な配慮)	付則	議会の環境整備及び合理的な配慮に係る規定の追加
議会は、全ての議員が個々の状況や特性を認め合い、議会活動できる環境整備に努める。	議会は、全ての議員が個々の状況や特性を認め合い、議会活動できる環境整備に努める。	議会は、多様性を尊重し、次に掲げる合理的な配慮を行ふものとする。	
(1) 合理的な配慮をする議員本人の意思を尊重した適切な対応。	(1) 合理的な配慮をする議員本人の意思を尊重した適切な対応。	(2) 市民の参加を妨げる社会的障壁等の除去 (議論及び討議の保障)	(議論及び討議の保障)
省略	省略	省略	条の繋下げ
第4章 (議員の活動原則)	第4条 (議員の活動原則)	第5条 (災害時の対応)	同上
第5章 (災害時の対応)	第6条 (災害時の対応)		

第7条 省略 (会派)	第6条 省略 (会派)	第8条 省略	第3章 市民と議会の関係 (市民に開かれた議会)	第9条 省略	第3章 市民と議会の関係 (市民に開かれた議会)
第8条 省略	第7条 省略	第9条 省略	第4章 市長と議会の関係 (市民の声を反映させる議会)	第10条 省略	第4章 市長と議会の関係 (市民の声を反映させる議会)
第9条 省略	第8条 省略	第10条 省略	第5章 政策立案に関する調査及び研修 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)	第11条 省略	第5章 政策立案に関する調査及び研修 (公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)
第10条 省略	第9条 省略	第11条 省略	第6章 省略 (広報活動及び公聴活動)	第12条 省略	第6章 省略 (広報活動及び公聴活動)
第11条 省略 (広報活動及び公聴活動)	第10条 省略	第12条 省略	第7章 省略 (議会報告会)	第13条 省略	第7章 省略 (議会報告会)
第12条 省略 (議会報告会)	第11条 省略	第13条 省略	第8章 省略 (議会の議決事項)	第14条 省略	第8章 省略 (議会の議決事項)
第13条 省略	第12条 省略	第14条 省略	第9章 省略 (市長と議会の関係)	第15条 省略	第9章 省略 (市長と議会の関係)
第14条 省略 (市長報告)	第13条 省略	第15条 省略	第10章 省略 (市長と議会の関係)	第16条 省略	第10章 省略 (市長と議会の関係)
第15条 省略 (全員協議会)	第14条 省略	第16条 省略	第11章 省略 (議会の議決事項)	第17条 省略	第11章 省略 (議会の議決事項)
第16条 省略 (議会の議決事項)	第15条 省略	第17条 省略	第12章 省略 (調査及び政策立案)	第18条 省略	第12章 省略 (調査及び政策立案)
第17条 省略	第16条 省略	第18条 省略	第13章 省略 (政務活動費)	第19条 省略	第13章 省略 (政務活動費)
			第14章 省略 (議会事務局)	第20条 省略	第14章 省略 (議会事務局)

(議会図書室) 第21条 省略 第6章 議員の定数及び報酬 (議員定数) 第22条 省略 (議員報酬) 第23条 省略	第20条 省略 第6章 議員の定数及び報酬 (議員定数) 第21条 省略 (議員報酬) 第22条 省略
第7章 条例に関する研修及び検証 (条例に関する研修) 第24条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため に、議員の任期開始後、速やかに、この条例に関する研修 を行わなければならない。 /	第7章 条例に関する研修及び検証 (条例に関する研修) 第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため に、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。
(条例の検証等) 第25条 省略 第8章 委任 (委任) 第26条 省略	(条例の検証等) 第24条 省略 第8章 委任 (委任) 第25条 省略
付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (小金井市議会活動費の交付に関する条例の一部改正) 2 小金井市議会活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)の一部を次のように改正する。 第1条中「第7条」を「第8条」に改める。	

議員案第 9 号

小金井市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第 112 条及び小金井市議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

小金井市議會議員

岸 田 正 義  
清 水 が く  
水 谷 たかこ  
安 田 けいこ  
坂 井 えつ子  
五十嵐 京 子  
斎 藤 康 夫  
水 上 洋 志  
小 林 正 樹  
片 山 かおる

(提案理由)

小金井市議会広報協議会を小金井市議会広報・広聴協議会へと拡充を図るため、本案を提出するものであります。

## 小金井市議会会議規則の一部を改正する規則

小金井市議会会議規則（昭和37年規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表小金井市議会広報協議会の項を次のように改める。

小金井市議会 広報・広聴協 議会	広報（議会報及びホー ムページ）及び広聴（市 民からの意見要望等及 び市民意向調査・各種 アンケート）に関する 協議を行う。	各会派から選出さ れた議員	小金井市議会広報・ 広聴協議会座長
------------------------	---	------------------	----------------------

### 付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 小金井市議会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則				現行規則				備考	
別表(第119条関係)				別表(第119条関係)					
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者		
小金井市議会 広報・広聴 協議会	広報(議会報及びホームページ)及び広聴(市民からの意見要望等及び市民意向調査・各種アンケート)に関する協議を行う。	各会派から選出された議員	小金井市議会 広報 協議会	広報(議会報及びホームページ)に関する協議を行う。	各会派から選出された議員	小金井市議会 広報 協議会座長	小金井市議会 広報 協議会座長	小金井市議会議規及び 会の名前及び目的の変更	
	省略	省略			省略				

付 則  
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議員案第10号

小金井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年3月6日提出

小金井市議会議員

岸田正義  
清水がく  
水谷たかこ  
安田けいこ  
坂井えつ子  
五十嵐京子  
斎藤康夫  
小林正樹  
片山かおる

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下「情報公開条例」を「第20条において「情報公開条例」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下「個人ファイル簿」を「第3項において「個人ファイル簿」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「もしくは報酬もしくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第4項ただし書、同条第10項（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分を除く。）、第12条第5項（同項の表の改正規定を除く。）、第17条、第18条、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条、第39条第3項、第47条及び第48条の改正規定は公布の日から、第2条第10項（「第2条第8項」を「第2条第9

項」に改める部分に限る。) 及び第12条第5項の表の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

## 小金井市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

(定義)	改正条例	現行条例	備考
第2条 省略		(定義)	
2 省略	第2条 省略	第2条 省略	
3 省略	3 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する市政情報（以下「市政情報」という。）に記録されているものに限る。	4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する市政情報（以下「市政情報」という。）に記録されているものに限る。	規定の整備
4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する市政情報（以下「市政情報」という。）に記録されているものに限る。	5 } 省略	5 } 省略	規定の整備
5 } 省略	9	9	規定の整備
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	規定の整備	規定の整備
11 } 省略	11 } 省略	11 } 省略	規定の整備
13	13	13	規定の整備

(利用及び提供の制限)  
第12条 省略  
2 } 省略  
4 }

5 保有特定個人情報については、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第38条第1項 第1号	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特
省略	省略

第12条第1項 第1号	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管され、もしくは番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特
省略	省略

5 保有特定個人情報については、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	規定の整備及び番号利用法の改正に伴う引用条項の整備
省略	省略

	特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
	(個人情報ファイルの作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1) 省略  
(9) 省略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。  
(1) 次に掲げる個人情報ファイル  
ア 議会の議員もしくは議員であつた者又は職員もしくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

イ 省略  
カ 省略  
(2) 省略  
(3) 省略

3 省略  
(開示請求権)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。  
(1) 次に掲げる個人情報ファイル  
ア 議会の議員もしくは議員であつた者又は職員もしくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項その他のこれらに準ずる事項を記録するもの

イ 省略  
カ 省略  
(2) 省略  
(3) 省略  
3 省略  
(開示請求権)

	定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1) 省略  
(9) 省略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。  
(1) 次に掲げる個人情報ファイル  
ア 議会の議員もしくは議員であつた者又は職員もしくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、「個人情報ファイル簿」において「個人情報ファイル」として規定の整備規定の整備

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。  
2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 省略

2 議長は、次の各号のいづれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する事項を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 省略

(2) 省略

3 省略  
(訂正請求権)

第31条 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 省略  
(訂正請求の手続)

第32条 省略

2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき

第18条 何人も、この条例の定めるとところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする表示を請求することができる。

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 省略

2 議長は、次の各号のいづれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるべきである。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 省略

(2) 省略

3 省略  
(訂正請求権)

第31条 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 省略  
(訂正請求の手続)

第32条 省略

2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき

規定期の整備

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 省略

2 議長は、次の各号のいづれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるべきである。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 省略

(2) 省略

3 省略  
(訂正請求権)

第31条 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 省略  
(訂正請求の手續)

第32条 省略

2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき

		規定の整備
は、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	（利用停止請求権）	
第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関する他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	（1）省略 （2）省略	第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関する他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
（1）省略 （2）省略	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 省略	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 省略
（適用除外）	（適用除外）	（適用除外）
第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する市政情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るもののが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4章）		第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する市政情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るもののが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4章）

4節を除く。) の規定の適用については、議会に保有されないとみなす。

(開示請求等をする者に対する情報の提供等)

**第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしてようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしてようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。**

第53条 職員もしくは職員であつた者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(第4節を除く。) の規定の適用については、議会に保有されないとみなす。

(開示請求等をする者に対する情報の提供等)

**第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしてようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしてようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。**

第53条 職員もしくは職員であつた者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑の創設に伴う用語の整備

同上

同上

同上

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、  
第2条第4項ただし書き、同条第10項（「第2条第8項」  
を「第2条第9項」に改める部分を除く。）、第12条第5  
項（同項の表の改正規定を除く。）、第17条、第18条、  
第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第3  
8条、第39条第3項、第47条及び第48条の改正規定  
は公布の日から、第2条第10項（「第2条第8項」を「第  
2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項  
の表の改正規定は令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお從  
前の例による。

議員案第11号

小金井市市民の健康・生活支援基金条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年3月6日提出

小金井市議会議員

た ゆ 久 貴

水 上 洋 志

森 戸 よう子

(提案理由)

感染症及び生活支援のための基金を創設するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市市民の健康・生活支援基金条例

### (設置)

第1条 感染症のまん延を始め、社会情勢により影響を受けた市民生活及び地域経済を支援するための事業に必要な資金を確保するため、小金井市市民の健康・生活支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、次に掲げる施策に資する事業に充てる場合に限り、当該基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 感染症のまん延防止又はこれに係る地域医療体制の整備
- (2) 社会情勢により影響を受ける市民生活の支援又は地域経済の回復

### (委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。